



有斐閣大學雙書

現代労働問題

* 労資関係の歴史的動態と構造 *

戸塚 秀夫 編
徳永 重良



有斐閣
大学双書

有 斐 閣

❖ 編者紹介

とつか ひで お
戸塚 秀夫

1930年 東京都に生まれる
1959年 東京大学大学院社会科学研究所博士課程修了
現在 東京大学社会科学研究所教授
主著 『イギリス工場法成立史論』未来社, 1966年
『日本における新左翼の労働運動(上・下)』(共著)
東京大学出版会, 1976年

とく なが しげ よし
徳永 重良

1931年 東京都に生まれる
1956年 東京大学大学院社会科学研究所修士課程修了
現在 東北大学経済学部教授
主著 『イギリス賃労働史の研究』法政大学出版局, 1967年
『労働問題と社会政策論』有斐閣, 1970年

現代労働問題

—労働関係の歴史的動態と構造— <有斐閣大学双書>

昭和52年7月1日 初版第1刷印刷
昭和52年7月10日 初版第1刷発行

¥ 2,700.

編者 戸塚 秀夫
徳永 重良
発行者 えぐさ ただ あつ
江 草 忠 允
発行所 株式会社 有 斐 閣

東京都千代田区神田神保町2-17
電話 東京(264)1311(大代表)
郵便番号[101] 振替口座東京6-370番
本郷支店[113] 文京区東京大学正門前
京都支店[606] 左京区田中門前町44

印刷 株式会社 三陽社
製本 株式会社 高陽堂

© 1977. 戸塚秀夫・徳永重良. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします

3336-093250-8611

は し が き

今日、資本主義は世界的にきわめて困難な局面に逢着している。2つの世界大戦と世界大恐慌の経験をととして、現代資本主義はいわゆる国家独占資本主義の諸装置をととのえ、安定的な発展をはかってきたが、資本主義諸国をおそっているスタグフレーションは、その諸装置が決して万能ではなかったことを明示している。

戦後しばらくの間つづいた相対的安定の一時期は、いまはっきりと過去のものとなった。多くの資本主義諸国で労働運動の新たな昂揚がおこり、労資関係は大きく動揺しはじめている。現代資本主義は果してこの困難な局面をのりきり、その生命力を保持しつづけるか、それとも、労働運動をととして資本主義社会から社会主義の社会への飛躍が可能となるか。われわれは、その深刻な問いを反芻する時代に生きている。

この時代の焦点の1つは労働問題である。だが、従来、日本のアカデミーでは、労働問題を労働問題としてとりあげる試みは比較的貧弱であった。それはもちろん、労働問題を社会科学的方法の難しさによるのであるが、労働問題自体が、今日われわれが感じているほどの迫真力をもって研究者のまえにたちあらわれてこなかった、という歴史的事情にもよっている。戦後続いてきた相対的安定の一時期は、労働問題のある側面を、「労働経済論」なり「労使関係論」の対象として、あるいはまた「労務管理論」の対象としてとりあげることによって深刻な不安を感じさせなかったのである。

われわれは、本書において、労働問題を労働問題として、正面からとりあげてを企図した。そのためには、近來とみに細分化・専門化されてきた研究をととして深められてきたところの、限られた時期の限られた対象の諸側面についての部分認識を、1つの全体像に統合する方法を模索することが必要であった。序章には、それに関してわれわれが意識した方法上の論点が簡潔に提示

されている。われわれは、現代日本の労働問題を研究する前提として、高度に発達した資本主義国における労資関係の歴史的動態と構造を確かめておくことが、きわめて重要な意味をもつと考えた。本書の主要部分をなすところの、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリアの各国についてのいわば事例研究は、現代資本主義のもとでの労働問題を捉えるうえでの、1つの構図を提示するものと、われわれは確信している。終章では、各国事例の研究をとおして浮かびあがってくるいくつかの重要な論点を取りまとめ、今後すすめるべき研究の方向を示唆することにした。なお、この共同研究を企画した当初、われわれは、ひろくいわゆる開発途上国や社会主義の諸問題を取りあげると同時に、正面から日本を取りあげることの必要を自覚していた。しかし、それらをも含めて一冊の書物にまとめることは、われわれの能力上の限界を別にしても、紙面の制約からして全く不可能であった。それらは、別個の書物においてとり扱われるべき課題として残されている。

本書は、労働問題に関してひと通りのことをいちおう万遍なく説明するというような、通例の教科書ではない。むしろ、それは、労働問題に焦点をあてて現代資本主義の運命を確かめようとする、多分に模索的な研究の一里塚にすぎない。その意味で、本書が単に学生やいわゆる研究者だけでなく、ひろく労働問題の渦中にある実践家の方々によって吟味されることを、われわれはひそかに期待している。われわれの試みがどの程度まで成功したか否か、読者諸氏の率直な御批判を乞いたい。

われわれが、本書の刊行をおもいたち、「現代労働問題研究会」を組織したのは、1972年春、いまから4年以上もまえのことである。以降、今日まで、われわれは文献・資料を渉猟しながらいくたびか研究会を重ね、従来の各国研究の成果をふまえて新たな全体像を構成することにつとめてきた。その研究の成果を限られた紙面におさめるために、膨大な第1次草稿を圧縮することに努力された執筆者各位にお礼を申し上げると同時に、当初の予定より刊行がおくれたために、早期に原稿を提出された執筆者に対してご迷惑をおかけすることになったことを編者としてお詫びしたい。

最後に、本書の刊行にいたるまで、長い間われわれを辛抱づよく励まし、さらに、細部にわたる編集技術上の問題について貴重な助言をして下さった有斐閣の涌井義治、鹿島則雄両氏に心からお礼を申し上げたい。

また、索引の作成については、上記の両氏のほか、東北大学大学院の吉田千代、富田義典、乗杉澄夫諸君の協力を得た。これらの諸君の助力にも感謝したい。

1976年12月28日

戸塚 秀夫

徳永 重良

目 次

序 章 課題と方法	1
1. 本書の課題	1
2. 研究の方法(1)——労働問題の一般的考察	2
3. 研究の方法(2)——労働問題の歴史的考察	7
4. 研究の方法(3)——「現代」労働問題の考察	14
5. 本書の対象	17
【補論】 現代資本主義と労資関係	
——いわゆる国家独占資本主義論についての覚書	18
1. はじめに	18
2. 国家独占資本主義の成立契機	19
3. 国家独占資本主義の本質	24
4. 国家独占資本主義の限界	30
第1章 イギリス資本主義と労資関係	35
I 第1次世界大戦前の労資関係	35
1. 歴史的 前 提	35
2. 独占形成期の労働問題	40
3. 労働問題処理の枠組	44
4. 意義と 限 界	52
II 第1次世界大戦と労資関係	56
1. 戦時労働政策の特質	56
2. 労資関係の実態変化	60
3. 戦後改革政策の形成	66
4. 戦後危機とその終焉	69
III 世界恐慌と労資関係	76
1. 「モンド＝ターナー路線」の形成	76
2. 世界恐慌と労働問題	79
3. 世界恐慌期の労働政策	82

4. 回復期の諸問題	84
Ⅳ 第2次世界大戦と労資関係	88
1. 戦時労働政策の特質	88
2. 労資関係の実態変化	92
3. 戦後改革政策の形成	97
4. 戦後改革と労資関係	100
Ⅴ 現代労資関係の根本的動揺	106
1. 「福祉国家」体制の桎梏化	107
2. 危機における労働政策	112
3. 労働運動の新たな昂揚	116
4. 展 望	120
付表 イギリスの労働争議・組合員数推移	124

第2章 アメリカ資本主義と労資関係 125

Ⅰ 金融資本の形成とアメリカ労働総同盟の成立	125
1. 金融資本の形成	125
2. 移民と移民政策	130
3. 労資関係の法的枠組	134
4. 労働騎士団の衰退と AFL の発展	137
5. 新移民の反乱——IWW の運動	140
Ⅱ 戦時労資関係の再編成と 相対的安定期の労資関係——1920年代	143
1. 第1次大戦と戦時協力	144
2. 戦時労資関係の再編成	148
3. AFL 諸組合の「合理化」運動への協力と組合運動の衰退	157
Ⅲ 大恐慌・ニューディール政策下の労資関係	164
1. 30年代の労働経済の概観	164
2. フーバー政権時代（1929年10月～1933年3月）	168
3. 前期ニューディール期——〈NRA〉体制	172
4. 後期ニューディール期	180

Ⅳ 第2次大戦とリコンヴェーシ ョ ン期の労資関係	184
1. 準戦時期（1939年9月～1941年12月）	184
2. 戦時期（1941年12月7日～1945年8月）	196
3. 復員危機とその収拾	203
結びにかえて	210
付表 アメリカの労働争議・組合員数推移	215
 第3章 ドイツ資本主義と労資関係	217
Ⅰ 帝政下の労働問題	217
1. ドイツ資本主義の特質と労働問題	217
2. 労使関係の実態	221
3. 労資関係の法的枠組	225
Ⅱ 第1次世界大戦と11月革命	231
1. 「城内平和」の成立	231
2. 「城内平和」の破綻	234
3. 11月革命——レーテ運動の昂揚と挫折	236
Ⅲ ワイマル体制の労資関係	243
1. ワイマル体制の成立と戦後危機	243
2. 相対的安定期の労資関係	255
3. 大恐慌とワイマル体制の崩壊	261
Ⅳ ナチス体制下の労働運動	267
1. ナチスの権力構造	268
2. ナチスの労働政策	270
3. ナチス体制下の労働運動	276
Ⅴ 第2次世界大戦後のドイツ労資関係	283
1. 第2次世界大戦後の労働運動の再建	284
2. 経済成長と労資関係の安定化	293
3. 協調路線の動揺	301
付表 ドイツの労働争議・組合員数推移	314

第4章 フランス資本主義と労資関係 ————— 315

- I 近代的労働運動の形成と第1次世界大戦 …………… 315
 - 1. 近代的労働運動の形成 …………… 315
 - 2. アナルコ・サンディカリズムの発展——アミアン憲章前後 …… 321
 - 3. 第1次世界大戦とフランスの労働運動 …………… 327
 - II 両大戦間の労働運動 …………… 331
 - 1. 労働運動の対立と混迷（1922～35年） …………… 332
 - 2. 労働運動の再統一と人民戦線 …………… 336
 - 3. 人民戦線と労働運動の転換 …………… 342
 - 4. 勝利から瓦解へ …………… 348
 - 5. 崩壊への道 …………… 352
 - 6. レジスタンス期の労働運動 …………… 357
 - III 戦後労働運動——参加と抵抗の系譜 …………… 362
 - 1. 解放と労働運動 …………… 362
 - 2. 戦後の抵抗運動と労働戦線の分裂 …………… 372
 - 3. ド・ゴール体制下の労働運動 …………… 376
 - 4. 5月革命と労働運動の転換 …………… 385
- 付表 フランスの労働争議・組合員数推移 …………… 394

第5章 イタリア資本主義と労資関係 ————— 395

- I 20世紀初頭における労資関係の構造 …………… 395
 - 1. 労働組合の形成 …………… 397
 - 2. 労働組合における諸勢力 …………… 407
 - 3. 労資関係における2つの方向 …………… 409
 - 4. 国家の政策 …………… 417
- II 戦後危機をめぐる抗争とファシズム下の労資関係 …………… 423
 - 1. 戦後危機と工場評議会運動 …………… 424
 - 2. ファシズム下の労資関係 …………… 431
 - 3. ファシズム下の労使紛争と敵対勢力の存続 …………… 438
- III ファシズムの崩壊と戦後労資関係の枠組 …………… 443

1. 経営評議会をめぐる抗争	444
2. 法的枠	451
3. 工場内の均衡形成	455
4. 交渉・協約制度	457
Ⅳ 戦後労資関係の枠組の崩壊と新たな動き	462
1. 戦後枠組の麻痺	462
2. 労働者憲章法	467
3. 新しい工場内労働者組織——工場評議会	468
4. 交渉・協約制度の展開	470
付表 イタリアの労働争議・組合員数推移	478
終 章 総括——要約と展望	479
はじめに	479
1. 歴史的前提	479
2. 第1次世界大戦と戦後危機	483
3. 「相対的安定期」から世界大恐慌へ	487
4. 第2次世界大戦と戦後危機	491
5. 戦後成長期の終焉と今日的諸問題	498
おわりに	503
人 名 索 引	505
事 項 索 引	507

序 章 課題と方法

1. 本書の課題

本書は、国家独占資本主義の時代としての「現代」の労働問題の特質を、発達した主要資本主義国の労資関係の歴史的動態をあとづけるなかで、明らかにすることを目的としている。

現代資本主義を国家独占資本主義として捉える観点自体は、決して新しいものではない。むしろそれは1つの流行であるといってよい。たしかに、第1次世界大戦とロシア革命の動乱をとおして、資本主義は、一方で胎内に発達した社会主義運動に脅かされ、他方で対外的に社会主義国と対立するなかで、政治的、経済的危機にたいして以前よりはるかに敏感な対応をせまられる時代に突入した。国家独占資本主義をいかなるものとして捉えるかについてはさまざまな見解があるが、それが資本主義の危機へのそうした予防的あるいは事後的な対応として形成されたことについては、大方の異論はないであろう。

* われわれは、この作業をすすめるなかで、国家独占資本主義に関する従来の論議を吟味することが必要であると考えた。われわれが、従来の論議をどのようにふまえたかについては、序章〔補論〕を参照されたい。

だが、従来の研究では、資本主義の危機を労働問題との関連で捉え、その観点から現代資本主義の歴史的運命を実証的に確かめていく作業は比較的に手薄であった。われわれは、資本主義にとって最も処理困難な労働問題に焦点をあわせて、国家の労働政策の面で、あるいは労資関係の実態の面で、労働問題処理の仕組がいかに歴史的に推移してきたかをあとづけることによって、現代資本主義が今日の袋小路に到達するにいたる過程を総括したいと考えたのである。その意味では、本書は、国家独占資本主義の形成・展開・没落の全過程を、労資関係の観点から捉えなおす試みとして、位置づけうるであろう。それはまた、

裏からいえば、発達した資本主義国における社会主義革命の可能性を探るための前提的作業として位置づけうるであろう。

2. 研究の方法 (1)——労働問題の一般的考察

すでに述べたところから明らかなように、われわれは、「現代」の労働問題は、第1次世界大戦以降の現代資本主義の歴史的展開のなかで生起し、まさに歴史的な問題処理の仕組を必然化させてきたと考えている。だが、そのことは、ただ問題とその処理の仕組をある時期の歴史的な現象として記述すれば十分である、ということの意味するのではない。社会の歴史的な現象は、それがその社会を貫くいかなる一般的な法則の歴史的発現形態としてあるのか、という観点で説きあかされた場合にのみ、正当な歴史的な位置づけを与えられるであろう。そこで、われわれはまず、資本主義社会において労働問題が「問題」とならざるをえない根拠を一般におさえたうえで、それが現代資本主義のもとではいかなる歴史的形態で発現することになるか、という順序で考察をすすめていくことにしよう。

ごく抽象的にいえば、労働問題が資本主義社会で問題とならざるをえない一般的な、窮極的な根拠は、資本主義が労働力を商品形態で包摂し、剰余価値の創出を目的とする資本の生産過程に充用することなくしては成り立たないのに対して、労働力は労働者からきりはなしえない生きた人間の力能そのものであり、もともと商品として生産されるものではないこと、しかも他方、資本主義の成立自体がすでに労働者に対しても一定の市民的自由を許容せざるをえないこと^{*}にある。

* ここで市民的自由にふれる意味について、多少の説明を加えておこう。資本主義の再生産を可能とする労働力の歴史的な存在形態は、決して、単なる貧乏人一般ではないし、また奴隷や農奴でもない。そもそも資本主義は、労働者が土地に法律的に緊縛されている状態では成立しえない。貨幣所有者がその貨幣を生産手段と労働力商品の購入にあてうるためには、他方において労働者が労働力を商品として販売する主体として存在することが不可欠である。それは、労働者が生産手段や生活手段から「自由」で、経済的強制によって労働力を販売せざるをえない、ということの意味していると同時に、主人や土地への法律的な拘束や緊縛から「自由」に、労働力を商品として販売しうる、ということの意味している。K. マルクスが、資本主

義社会における賃金労働者を「二重の意味で自由な」労働者である、と捉えたのはそのためである（K. マルクス『資本論』第1巻第4章「貨幣の資本への転化」）。資本主義は、職業選択の自由、移転の自由などの一定の市民的自由を労働者に許容することなしには成立しえない。資本主義社会における労働者は、しばしば「賃金奴隷」とであるといわれるのであるが、彼らが文字どおりの奴隷ではないということが、資本主義社会における労働問題の特質をなす決定的に重要な要因であることを忘れてはならない。

資本主義社会は、資本による労働力の包摂が円滑にすすんでいる限り、さしあたり支障なく運行するのであるが、労働力の担い手としての労働者は、そのような資本による包摂にたいしてつねに柔順であるとは限らない。むしろ、そこには根本的な対立の契機がはらまれている。われわれは、労働力が商品形態で資本の運動に包摂されながら、人間としての労働者がたえず資本の運動への包摂過程およびその諸結果にたいしてプロテストする契機を内包している、という点に、資本主義社会の深刻な「難点」があると考ええる。その契機が発現し、資本による労働力の掌握が麻痺し、労働力の包摂が破綻するにいたる場合には、資本の運動は危殆にひんする。われわれがさきに、資本主義の危機を労働問題との関連で捉えることの必要性にふれたのは、およそ以上の理由による。

ところで、労働力の商品化を経済的に強制され、資本の運動のなかに包摂される労働者が、資本主義社会のもとでもたざるをえない欲求・不満はいかなるものであろうか。それらはまた、いかなる意味において資本の運動と根本的に対立する契機をなしているのであろうか。もちろん、その具体的様相はさまざまであるというばかりではない。だが、一般的、抽象的に規定すれば、資本主義社会における労働者の欲求・不満は次のような4つの契機の複合としてある、と捉えることができる。

第1は、労働力商品の販売をめぐるもの、いわば労働力販売者としての欲求・不満である。労働者は、もともと、経済的強制によって労働力の販売を余儀なくされているのであり、その意味では、窮極的には、労働力の販売者たどざるをえないこと自体についての不満を秘めているのであるが、労働力の商品化自体を前提としてうけいれた場合でも、労働者は、自分の所有する労働力が「正当」な条件で購入されるか否かに重大な関心をもつ。ここでは、労働者が

もとめうる雇用機会の質および量，そこで提示される賃金，労働時間その他の雇用条件が，自己の慣習的生活水準を維持し向上していくうえで「正当」なものであるか否か，がたえず問題となる。

第2は，労働＝生産過程をめぐっての，いわば直接的生産者としての欲求・不満である。資本主義の直接的生産過程の特質は，労働過程が同時に価値増殖過程でなければならない，という点にある。雇い入れられた労働者は，資本家の命令にしたがって剰余価値の生産に従事することをせまられる。何を，いかなる方法によってどれだけ生産するかが，原理的には資本家の権限に属するのが資本主義社会である。購入した労働力をいかに生産的に消費するかは，資本家の権利として主張される。だが，労働力の所有者である労働者自身は，そのような資本家の指揮・命令に無条件で服従するとは限らない。もともと，雇用契約の締結にあたって，労働者は，一定の雇用条件での労働力の処分権を資本家に譲渡することに合意するのであるが，現実の労働条件は，そこであらかじめ合意されたものを遙かにこえる不確定な要素を含まざるをえない^{*}。労働者は，労働時間配置，人員配置，作業ベースその他，作業様式や労務統轄様式全般にわたる事柄について，人間として「正当」な取扱いをうけているか否かを問題とせざるをえない。

- * 雇用契約の締結にあたって，労働＝生産過程における労働者の関心事をすべて具体的に「雇用条件」(terms of employment)のなかに明示することは不可能である。労働強度，温度・湿度・臭気・騒音などの作業環境，同輩および上長との人間関係など，労働＝生産過程における労働者の欲求・不満を左右する諸条件の多くは，雇用契約が締結され労働者が現実^{*}に働きはじめるまでは，具体的に確定しがたいものとしてある。ウェッブ夫妻が「労働契約の不確定性」にふれたのはそのためである。労働者の日常的な労働生活では，「雇用条件」のなかに明記されていない「労働条件」(working conditions)如何が重大な関心事である(S & D. Webb, Industrial Democracy, 1897, pp. 658-9)。傍論としてつけ加えるならば，この論点は，就業規則をいかなる法的性格のものとして捉えるべきか，という法律上の論議につながってくる。雇用契約の締結にあたって就業規則の遵守が合意されていることをもって，就業規則をストレートに雇用契約の内容をなすものとして割りきることに無理があるのは，以上のような実態があるからである。

第3は，消費過程をめぐっての，いわば消費者としての欲求・不満である。

労働者は、稼得した賃金をもって、人間らしい生活を営むにふさわしい財貨・サービスを購入しうるか否かに重大な関心をもつ。もちろん、のちに改めてふれるように、「人間らしい生活」の内容規定は、国により時代によって異なるが、労働者が、疾病、老齢などによって一時的あるいは永久的に労働能力を喪失した場合でも、人間としての生存を欲求することは当然であろう。また、労働者がその子弟の健全な養育を望むことも当然であろう。労働者の雇用機会なり稼得賃金額なりがそうした必要・欲求をみたすに十分でない場合には、労働者は、なんらかの形で公的扶助をもとめざるをえないであろう。

第4は、公権力の運営および行使をめぐる、政治的人間としての欲求・不満である。さきにふれたように、資本主義社会における労働者は、もともと一定の市民的自由を許容されているのではあるが、そのことは決して、労働者が、市民社会を統轄する公権力にたいして、市民的発言権を当然に保障されていることを意味するのではない。労働者は、公権力の運営および行使が「正当」におこなわれているか否かについて、重大な関心をもたざるをえない。この面での労働者の欲求・不満は、当然のことながら、公権力自体にむけて発現することになる。

以上、われわれは、資本主義社会における労働者の欲求・不満を構成する諸契機を一般的、抽象的に考察した。これらの諸契機は相互に触発しあう1つの複合として存在する。たとえば、第1の契機と第3の契機、第1の契機と第2の契機、第3の契機と第4の契機とが密接に関連していることについては、多言を要しないであろう。これらの諸契機のなかで、どれが最も支配的なものとして発現するかは、事態を静態的に考察している限りでは一般化しがたいが、もともと、第3の契機と第4の契機は、それ自体としては賃金労働者にのみ固有のものとはいえない。それらはしばしば、消費者運動あるいは市民運動として、あるいは、農民や兵士、学生などと合流した革命的大衆運動として展開する。その意味では、労働者にのみ固有な欲求・不満が、第1および第2の契機であることは明白であろう。それらは労働運動のたえざるエネルギー源をなしているといつてよい。

そこで、以上のような労働者の欲求・不満の諸契機を総合的に捉えるためには、第1および第2の契機を中心にして、それらが資本主義経済の発展に固有

な産業循環のなかでどのように顕在化するか、という問題にふれておく必要がある。産業循環のどの局面で、どのような性格の欲求・不満がとくに顕在化することになり、どのような性格の労資間紛争が必然化されることになるのか、以下、産業循環の諸局面における事態をやや大胆に描いてみることにしよう。

好況期 この局面では、経済の順調な発展にともなって、失業は減少し、労働力需給関係が緊迫化することによって、賃金が上昇する。したがって、かの第1の欲求・不満の契機はさし当たって緩和される。だが、その契機自体が発現しなくなるわけではない。むしろ、労働者にとって売り手市場であるということが、また資本家の利潤が大きいということが、労働者の賃上げ意欲をかきたて、しばしば、労働者は「攻撃的な」紛争をしかける。ただ、循環のこの局面では、資本家側には賃上げ要求に柔軟に応じる余地が与えられており、紛争は資本家側の譲歩によって比較的容易に解決される傾向がある。第1の欲求・不満の契機が緩和される、というのはその意味においてである。また、循環のこの局面では、労働者の第2の欲求・不満の契機もただ単に顕在化するだけでなく、かなりの程度まで実現されてくる。労働市場における労働者の有利な地位を背景にして、労働者は労働＝生産過程においてもその発言権を強める。いわゆる経営権の弛緩、労働者によるいわゆる経営権への侵食がすすみ易いのは、この局面においてである。

恐慌期 この局面では、経済の収縮にともなって、雇用量が縮小し、解雇された失業者が増加し、労働力需給関係が緩和し、賃金が切り下げられる。ここでは、かの第1の欲求・不満の契機が躍動せざるをえない。解雇に反対し、賃下げに反対する「防衛的な」紛争が発生する。しかも、循環のこの局面では、資本家側には労働者の要求に柔軟に応じる余地は少なく、紛争が労働者に有利に解決される可能性は少ない。大量の失業者が排出されると、必然的に労働者間の競争が強まり、現役労働者の抵抗力も弱まっていく。失業者を中心とする困窮労働者の第3の欲求・不満の契機が、それ自体として顕在化し、第4の欲求・不満の契機に連動し易いのは、この局面においてである。雇用関係からきり離された労働者は、その欲求・不満を公権力にむけることになる。

不況期 この局面では、産業の「合理化」・再編成にともなって、作業様式の改変、労務統轄機構の強化が追求される。資本家側は、好況期に労働者